



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第47号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3

公布された条例等のあらまし

◇島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則（規則第38号）

1 規則の概要

令和5年度組織改正に伴う規定の整備（第1条—第3条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

令和5年度組織改正等に伴う規定の整備（第1条・第3条—第5条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第38号

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則（昭和49年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第6号とし、同条第2号中「1件300万円以上の」を削り、「こと」の次に「並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること」を加え、同号を同条第5号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(3) 物件等の借入れ（賃借料の年額又は当該年度における総額が1件100万円以上の新規の借入れを除く。）を決定すること及びこれに伴う契約に関すること。

(4) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。

第1条第1号中「300万円以上」を削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。

第2条中「総務グループリーダーの」を「課長補佐（総務担当に限る。）の」に、「「総務グループリーダー」を「課長補佐（総務担当）」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 第1条各号に掲げる総務課長が専決することができる事務のうち、課長補佐（総務担当）及び総務係長の職にある職員に専決させることができる事務は、次の表のとおりとする。

課長補佐（総務担当）に専決させることができる事務	総務係長の職にある職員に専決させることができる事務
1 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。	1 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。
2 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。	2 1件10万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
3 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。	3 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。
4 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号	4 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号

に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)	に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)
5 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。	5 1件10万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。

備考 この表の左欄に掲げる事務と同表の右欄に掲げる事務とが競合している場合は、同表の右欄に掲げるところによる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第39号

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則（昭和53年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 1件10万円以上の物件等の借入れ（賃借料の年額又は当該年度における総額が1件100万円以上の新規の借入れを除く。）を決定すること及びこれに伴う契約に関すること。

第3条第5号を削り、同条第4号中「こと」の次に「並びに出納機関に対し、収入の調定について通知すること」を加え、同条を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること及びこれに伴う契約に関すること。

第4条中「第1条」の次に「、第3条」を加え、「前3条」を「前各条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1号を加える。

第4条 前条各号に掲げる課長が専決することができる事務のうち、人事委員会事務局企画課及び労働委員会事務局審査調整課に属する課長補佐の職にある職員に専決させることができる事務並びに人事委員会事務局企画課及び労働委員会事務局審査調整課に属する係長の職にある職員に専決させることができる事務は、次の表のとおりとする。

課長補佐の職にある職員に専決させることができる事務	係長の職にある職員に専決させることができる事務
1 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。	1 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。
2 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。	2 1件10万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
3 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。	3 1件10万円未満の物件等の借入れを決定すること。
4 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)	4 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。)
5 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。	5 1件10万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること並びに出納機関に対し当該収入の調定について通知すること。

備考 この表の左欄に掲げる事務と同表の右欄に掲げる事務とが競合している場合は、同表の右欄に掲げるところによる。

る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。